

## 週休2日促進モデル工事実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、住宅都市局が施行する工事（住宅都市局以外が発注し、協定等に基づき住宅都市局が施行する工事を含む。土木工事共通特記仕様書を契約図書とするものを除く。以下「営繕工事等」という。）における週休2日の取組において労務単価の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。
  - ア 年末年始（6日間）
  - イ 夏季休暇（3日間）
  - ウ 工場製作のみを実施している期間
  - エ 工事全体を一時中止している期間
  - オ 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間
  - カ 家屋調査など、現場外における調査等のみを行っている期間
  - キ その他、監督員が認めた期間
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 現場着手日 現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日をいう。
- (6) 工事完成日 契約約款第31条第1項に基づく工事完了届に記載された完了年月日をいう。
- (7) 発注者指定方式 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。
- (8) 受注者希望方式 受注者が現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式をいう。
- (9) 契約依頼 契約事務等の手続に関する規定第14条に基づく、財政局主管課長に契約を依頼することをいう。

### (対象工事)

第3条 対象工事は、営繕工事等の中から工事所管課長が選定する。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、関係工事所管課の協議により選定し、全てを対象工事とする。

### (労務単価の補正等)

#### 第4条

##### (1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所による週

休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進モデル工事において、以下のアからウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務単価（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務単価）を補正する。

ア 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

1. 0.5

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25%（7日/28日）以上 28.5%未満）

1. 0.3

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上 25%未満）

1. 0.1

## （2）積算及び変更方法

ア 発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に（1）アにより労務単価を補正して工事費を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額のうち労務単価補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、（1）イ及びウの補正は考慮しない。

イ 受注者希望方式

現場閉所の状況を確認後、（1）アからウまでの現場閉所の状況に応じて、労務単価を補正し工事費を積算し、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び現場着手日前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組みを希望しない場合を含む。）については、変更の対象としない。

（対象工事である旨等の明示）

第5条 対象工事である旨等の明示は、設計図書に週休2日促進モデル工事特記仕様書を添付すると共に、契約依頼を行う際の契約依頼書の特記事項に「週休2日促進モデル工事（〇〇方式）」と記載する。

また、発注者指定方式の場合は、工事件名の末尾に「（週休2日促進モデル工事）」を付け加える。

（発注方式）

第6条 発注方式は、発注者指定方式または受注者希望方式のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合の発注方式の選択方法について、受注者希望方式は全ての工事の現場着手日前に全ての工事の受注者と週休2日の協議が完了できる工事のみ採用し、それが困難な場合は発注者指定方式とする。

（現場閉所の確認方法）

第7条 現場閉所の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）現場着手前

ア 監督員は、「現場閉所予定日」を記載した工程表等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した

期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(2) 現場着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所予定日」を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。

イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「工事日報」等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。

(3) その他留意事項

ア 監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 発注者の都合により追加工事や工事一時中止を行うことになった場合など、対象外とする期間等を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者とで協議する。

(契約変更手続き)

第8条 労務単価補正による変更契約に係る契約依頼は、契約終了日の20日前までに行い、変更契約は工事完成日から契約終了日までの期間内で行う。契約依頼を工事完成日前に行う場合は、受注者と十分に協議を行い週休2日達成の見込みを立てた上で行う。

(週休2日促進モデル工事の対外的な表示)

第9条 受注者は、週休2日促進モデル工事である旨を仮囲い等に明示する。

(適正な工期の確保)

第10条 発注者は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国土交通省）等に基づき、適正な工期を設定する。

(工事成績評定)

第11条 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

(アンケート調査等の実施)

第12条 週休2日促進モデル工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するために、工事完成日時時点で受発注者へアンケート調査を実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日に施行する。